

2025 年度日本小児整形外科学会認定医 申請手引き

- **申請期間**：2025 年 6 月 1 日～2025 年 7 月 31 日（必着）
- **提出申請書類等**
 1. 申請書（新規-様式 1）
 2. 日本整形外科学会（日本専門医機構）認定整形外科専門医認定証（写）
 3. 学術活動報告書（新規-様式 2）
 4. 学会参加証および研修会受講証等添付用紙（新規-様式 3）
A4 サイズ以上の添付資料がある場合は、通し番号を記載し、新規-様式 3 と一緒にクリップ等で固定して下さい。
 5. 応募書類確認書（新規-様式 4） 審査料 1 万円の払込受領証のコピーを貼付
- **提出先住所・提出方法**
 1. 送付先
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル (株)毎日学術フォーラム内
日本小児整形外科学会 専門医制度委員会 宛
 2. 申請書提出用封筒
角形 2 号封筒「240 × 332 mm、A4 用紙が折らずに入る大きさ」に上記提出先住所を記入し、簡易書留または 600 円レターパックプラスのどちらかの方法で送付して下さい。
受領の連絡はありませんので、必ず記録が残る方法で発送してください。
- **審査料振込**
 1. 審査料 1 万円を下記の銀行口座に送金して下さい。
振込人名は、本会会員番号と本会会員名とすること（例：870-111-1111 ショウタロウ）
口座番号：みずほ銀行 本郷支店 普通 4087854
口座名義：一般社団法人 日本小児整形外科学会
 2. 払込受領書のコピーの貼付
審査料 1 万円の払込受領証のコピーを応募書類確認書(新規-様式 4)に貼り付けて下さい。
ネットバンキングを使用する場合は、送金完了画面を印刷し、添付して下さい。
口座番号、残高などが記載されている場合は、黒マジック等で塗りつぶして下さい。
- **申請書等の記載上の注意**
 1. 日本小児整形外科学会認定医申請書（新規-様式 1）
すべての欄を記入して下さい。
会員番号が不明な場合は、事務局に問い合わせ下さい。日本小児整形外科学会の入会年月日と会費納入状況は、学会ホームページにある会員マイページから調べることが可能です。

2. 学術活動申告書（新規-様式2）

学会参加証および研修会受講証等添付用紙（新規-様式3）

申請日から起算して、過去5年の活動が申請に有効です。

添付資料にはすべて通し番号を記載してください。貼り付けできないA4サイズ以上の資料は、新規-様式3と一緒にクリップ等で固定して下さい。

● 認定料と認定証の交付について

1. 認定料について

社員総会で認定が承認された方には、2026年1月に認定医承認通知と認定料1万円の納付について案内を送付いたしますので、指定の口座へ期限内に送金して下さい。

2. 認定証について

納付を確認後、認定期間2026年4月1日～2031年3月31日の認定証を交付します。

認定に必要な条件および認定医の公開について(規則・細則抜粋)

日本小児整形外科学会認定医制度規則

第6条 「認定医」として必要な条件は以下のとおりである。

- (1) 日本整形外科学会（日本専門医機構）認定整形外科専門医である。
- (2) 申請時まで3年間以上の本会会員歴を有し、会費滞納がない。
- (3) 認定医申請に必要な要件を満たしている。

日本小児整形外科学会認定医制度細則

第3条 認定医申請時に必要な条件は以下のとおりとする。

認定医申請にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 本会学術集会の参加
申請前5年間で2回以上の参加を必須とする。
- (2) 本会研修会の参加
申請前5年間で1回以上の参加を必須とする。
- (3) 本会学術集会において過去5年間に主演者学会発表1回以上、または日本小児整形外科学会雑誌もしくはその他の雑誌で、小児整形外科に関する日本語または英語の主著者論文1編以上(主著者論文については期間を問わない)。

第3章 認定医申請・更新時の特例措置

(評議員)

第5条 本会評議員または名誉会員、功労会員は、学会におけるその指導的立場を配慮し、特例として認定医申請時の条件は問わない。更新時には、一般会員同様に更新前5年間に、2回以上本会学術集会に参加することを条件とする。しかし、更新時の特例として、本会学術集会の参加以外の条件は問わない。

第5章 認定医の公開

第14条 認定医の氏名と勤務先医療機関が所在する都道府県を日本小児整形外科学会のホームページに掲載する
